現況届について

お知らせ

本庄保育所は、令和８年度末（令和９年３月）をもって休所します。

子ども・子育て支援法に基づき、保育の認定・給付を受け保育施設を利用する児童の保護者は、年１回現況届を提出しなければなりません。

この現況届は、保育を必要とする事由や状況が継続していることを確認するために提出していただくものです。

また、伊根町では現況届の内容を基にして新年度の継続入所の審査を行います。

提出がない場合には引き続き保育所を利用できなくなることがありますので、保育を必要とすることを証明する書類と併せて、保育所または役場保健福祉課へ期限内に提出してください。

保育を必要とする事由

保育所の利用には、保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

その事由により、保育所を利用できる時間が

保育標準時間＝最大10時間　と　保育短時間＝最大８時間に分かれます。

保護者の事由が異なる場合は、上限時間が短い方となります。

※１　保育短時間と認定を受けた場合で、延長保育を必要とされる場合には、別途、利用希望日の**１週間前まで**に延長保育申込みをしてください。

※２　認定内容又は家庭状況に変更があった場合は、その都度、教育・保育給付認定変更申請書と添付書類をご提出ください。

	保育を必要とする事由	保育必要量の区分		認定期間
		保育標準時間（最大10時間）	保育短時間（最大8時間）	
1	就労（月48時間以上）	月120時間以上	月120時間未満	小学校就学前まで
2	妊娠・出産	全ての方		出産予定日の8週前の月の初日から、出産日から8週目の月末まで
3	保護者の疾病、障害	全ての方		必要がなくなるまで
4	同居親族の介護、看護（月48時間以上）	月120時間以上	月120時間未満	必要がなくなるまで
5	災害復旧	全ての方		必要がなくなるまで
6	求職活動		全ての方	離職日又は入所日から90日
7	就学	月120時間以上	月120時間未満	卒業又は就学まで
8	児童虐待、DV	全ての方		必要がなくなるまで
9	育休期間中の特例（注１）		全ての方	就労先が認めた育児休業の終了を迎える月の末日まで

３号認定の認定期間は、満３歳に達する前々日までです。満３歳到達時に新たな有効期間を記載した支給認定証をお送りします。

（注１）育児休業は、育児を行うためのものであり、その対象となるお子さんのほか、既に保育所に在園している上のお子さんについても家庭での育児が可能となります。しかし、伊根町では保護者の事情や児童福祉の観点から、既に上のお子さんが入所している場合には、特例として保護者が育児休業中に限り、継続利用を認めています。

提出書類

・教育・保育給付認定現況届
※様式は、町ホームページからもダウンロードしていただけます。

添付書類の種類 （例年該当が多い番号のものを掲載します。その他についてはお問合せください。）	備考
1　就労	
○会社員・パート等 ・就労証明書	就労先事業所で発行していただいてください。
○自営業（家族経営含む） ・就労証明書（自身又は代表者が記入） ・確定申告書（第1表・第2表）の写し ※児童の保護者が株式会社などの法人の代表者である場合、法人印の押印があれば確定申告書の写しは不要です。 ※開業してから確定申告を行っていない場合は、開業届出書の控え又は営業許可証の写しを添付してください。	確定申告書の写しの提出ができない場合、記入した就労証明書に、お住まいの地域の民生児童委員に証明（事業所証明欄への署名）を依頼してください。 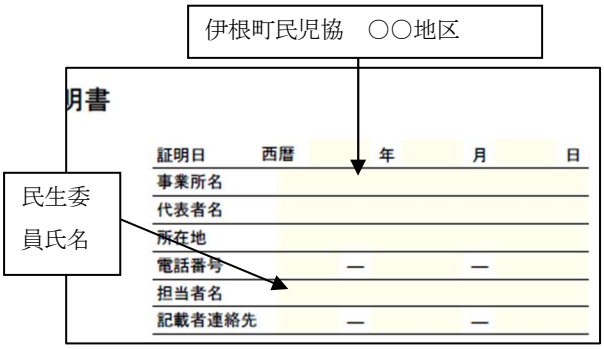
2　妊娠・出産 ・母子手帳の写し（妊婦氏名及び分娩予定日が記載されているページ）	認定期間満了日の７日前までに認定事由に変更申請（職場復帰・育児休業取得等）がない場合、認定期間満了日をもって退所となります。
6　求職活動 ・ハローワークカードの写しまたはハローワーク受付票	認定期間満了日の７日前までに認定事由に変更申請（就職等）がない場合、認定期間満了日をもって退所となります。
9　育休期間中の特例 ・就労証明書（育児休業の取得年月日及び復職予定年月日の記載があるもの）	認定期間満了日の７日前までに認定事由に変更申請（育児休業期間延長・就職等）がない場合、認定期間満了日をもって退所となります。

＊就労証明書は、伊根町指定の様式で令和８年１０月１日以降に作成したものに限る。

お問合せ

ご不明な点は、役場保健福祉課子育支援係（0772-32-0504）におたずねください。